一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町杉字北竹ノ本七八九、七九〇、字下瀬戸八〇九から八一一まで、字上セト八四一、八四三から八四九まで、字上成八六四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町小川東津賀才字丸石ノ下一三六〇の一、上八川下分字本荒一一七二四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸石ノ下一三六〇の一・字本荒一一七二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大正大奈路字竹ノ谷九二四の六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町上鴨阪字曼田良四一〇の一、四一〇の二、四一一の一、四一一の二、四一二、四一三、四一四の一、四一四の二、四一五、四一六、四二一から四二四まで、字荒谷二〇七九、二〇八〇の六から二〇八〇の八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字曼田良四一〇の一、四一〇の二、四一一の一、四一一の二、四一二、四一三、四一四の一、四一四の二、四一五、四一六、四二一から四二四まで、字荒谷二〇八〇の六・二〇八〇の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇七九、二〇八〇の八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町佐田字福井ノ八三の一、八三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町中竹田字岩神二五四五の一、二五四八の一、二五四八の二、二五四八の四、字韮谷二五四九の一、二五四九の二、二五五〇、六三五九、六三六〇、字大谷六三一七の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市市島町中竹田字福ケ内二八二六から二八二九まで、二八三一から二八三三まで、字大谷六二九六の一（次の図に示す部分に限る。）、六二九七から六三〇二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩神二五四五の一、二五四八の一、二五四八の二、二五四八の四、字韮谷二五四九の一、二五四九の二、二五五〇、六三五九、六三六〇、字大谷六三一七の二（次の図に示す部分に限る。）、二五四八の二、二五四八の四、字韮谷二五四九の一、二五四九の二、二五五〇、六三五九、六三六〇、字大谷六三一七の二（次の図に示す部分に限る。）